

評価結果通知書

別紙 4

申請者

フリガナ	〇〇ケンセツ			職種	〇〇
事業者名	〇〇建設（株）				
事業者ID	1234	-	5678		

評価結果は以下のとおりとなります。

見える化評価の結果

見える化評価項目	評価の段階
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆

年 月 日

一般社団法人〇〇工事業協会

〇〇〇〇

印

〇〇見える化評価基準

令和 年 月 日策定

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和〇年国土交通省告示第〇〇〇号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和〇年〇月〇日）に基づき、〇〇見える化評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 見える化評価基準の策定主体

一般社団法人 〇〇工事業協会

2. 見える化評価基準を策定する目的

〇〇技能者を雇用する〇〇専門工事企業等の施工能力等について客観的な評価を行うことにより、

- ①人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、受注機会の確保や建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進される
- ②業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）を高める
- ③将来の建設業の担い手の確保・育成や建設工事に係る施工水準の維持向上へと、さらには見える化評価制度により高い評価を得た専門工事企業が受注できる仕組みづくりにつながる制度を構築する

ことを目的とする。

3. 見える化評価基準の対象とする職種

本基準は、能力評価基準の対象とした職種の建設技能者を雇用する専門工事企業等を、見える化評価の対象とする。

4. 見える化評価基準及び段階

見える化評価基準は、見える化評価の項目ごとに設定し、評価を行う。評価内容ごとの配点、算定基準については、以下のとおりとする。

基礎情報

評価内容の平均点		配点	建設業許可の有無	建設業の許可年数	資本金	完成工事高	団体加入
☆	25点	25	無	30年未満	500万円未満	2億円未満	無
☆☆	25点超50点未満	50		30年以上40年未満	500万円以上1000万円未満	2億円以上6億円未満	
☆☆☆	50点以上75点未満	75		40年以上50年未満	1000万円以上3000万円未満	6億円以上15億円未満	
☆☆☆☆	75点以上	100	有	50年以上	3000万円以上	15億円以上	有
真正性の確保			CCUS	別途申請	CCUS	CCUS	別途申請

施工能力

評価内容の平均点		配点	建設キャリアアップカードの保有者数	所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合	所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算	所属技能者に占める29歳以下の者の割合	所属技能者の平均勤続年数
☆	25点	25	5名未満	10%未満	合算した点数が50点	10%未満→25点	10年未満→25点
☆☆	25点超50点未満	50	5名以上15名未満	10%以上15%未満 40%以上	合算した点数が75点	10%以上20%未満→50点	10年以上15年未満→50点
☆☆☆	50点以上75点未満	75	15名以上30名未満	15%以上20%未満	合算した点数が100点又は125点	20%以上30%未満→75点	15年以上20年未満→75点
☆☆☆☆	75点以上	100	30名以上	20%以上40%未満	合算した点数が150点、175点又は200点	30%以上→100点	20年以上→100点
真正性の確保			CCUS	CCUS	検討中	検討中	検討中

コンプライアンス

評価内容の平均点		2段階評価				
配点	処分歴	社会保険加入状況	従業員のコンプライアンス確保の取組 ○建設業適正取引推進機構の講習受講の有無 ○労働安全衛生大会等の出席の有無	事業者自らのコンプライアンス確保の取組 ○建設業経理士の設置の有無 ○安全団体加入の有無 ○建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の導入の有無(コンバウトコスモスを含む。)		
☆	25点	25	あり	3保険のうち、加入していないものがある。	取組の該当がない。	取組の該当がない。
☆☆	25点超50点未満		—	—	—	—
☆☆☆	50点以上75点未満		—	—	—	—
☆☆☆☆	75点以上	100	なし	すべて加入	該当がある。	該当がある。
真正性の確保			なし(「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換プラットフォーム」(簡易5年分))	CCUS ※改正建設業法においては、社保加入が許可の要件となるため、評価軸に入れない選択肢もあり得る。	受講証(建設業適正取引推進機構の講習)	認定証(コスモス)

☆☆☆☆評価については、見える化制度における最上位であることを踏まえて設定。見える化項目ごとに、評価内容の合計の平均点が75点以上を「☆☆☆☆評価」、50点以上75点未満を「☆☆☆評価」、25点以上50点未満を「☆☆評価」、25点未満を「☆評価」とする。

【基礎情報の評価内容】

建設業許可（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点
建設業の許可年数（4段階評価）	「50年以上」・・・100点、 「40年以上50年未満」・・・75点 「30年以上40年未満」・・・50点 「30年未満」・・・25点
資本金（4段階評価）	「3000万円以上」・・・100点 「1000万円以上3000万円未満」・・・75点 「500万円以上1000万円未満」・・・50点 「500万円未満」・・・25点
完成工事高（4段階評価）	「15億円以上」・・・100点 「6億円以上15億円未満」・・・75点 「2億円以上6億円未満」・・・50点 「2億円未満」・・・25点
団体加入（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点

※基礎情報の評価内容の計算例

建設業許可「有」・・・100点
資本金「1000万円」・・・75点
完成工事高「5億円」・・・50点
団体加入「有」の企業の評価・・・100点
 $(100+75+50+100) \div 4 = 81.25 \rightarrow \star\star\star\star$

【施工能力の評価内容】

建設キャリアアップカードの保有者数（4段階評価）	「30名以上」・・・100点 「15名以上30名未満」・・・75点 「5名以上15名未満」・・・50点 「5名未満」・・・25点
所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合（4段階評価）	「20%以上40%未満」・・・100点 「15%以上20%未満」・・・75点 「10%以上15%未満、40%以上」・・・50点 「10%未満」・・・25点
所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算（4段階評価）	「合算した点数が150点、175点又は200点」・・・100点

「合算した点数が 100 点又は 125 点」・・・75 点

「合算した点数が 75 点」・・・50 点

「合算した点数が 50 点」・・・25 点

○所属技能者に占める 29 歳以下の者の割合（4 段階評価）

「30%以上」・・・100 点

「20%以上 30%未満」・・・75 点

「10%以上 20%未満」・・・50 点

「10%未満」・・・25 点

○所属技能者の平均勤続年数（4 段階評価）

「20 年以上」・・・100 点

「15 年以上 20 年未満」・・・75 点

「10 年以上 15 年未満」・・・50 点

「10 年未満」・・・25 点

※施工能力の評価内容の計算例

建設キャリアアップカードの保有者数「30 人」・・・100 点

所属技能者に占めるレベル 3 以上の者の割合「18%」・・・75 点

所属技能者に占める 29 歳以下の者の割合と所属技能者の平均勤続年数の合算・・・100 点

所属技能者に占める 29 歳以下の者の割合「20%」・・・75 点

所属技能者の平均勤続年数「15 年」・・・75 点

$(100+75+100) \div 3=91.6666 \rightarrow \star\star\star\star$

【コンプライアンスの評価内容】

処分歴（2 段階評価） 「有」・・・100 点、「無」・・・25 点

社会保険加入状況（2 段階評価） 「有」・・・100 点、「無」・・・25 点

従業員のコンプライアンス確保の取組（2 段階評価）

「該当がある」・・・100 点、 「取組の該当がない」・・・25 点

事業者自らのコンプライアンス確保の取組（2 段階評価）

「該当がある」・・・100 点、 「取組の該当がない」・・・25 点

※コンプライアンスの評価内容の計算例

処分歴「無」・・・100 点

社会保険加入状況「有」・・・100 点

従業員のコンプライアンス確保の取組「該当がある」・・・100 点

事業者自らのコンプライアンス確保の取組「該当がある」・・・100 点

$(100+100+100+100) \div 4=100 \rightarrow \star\star\star\star$

〇〇見える化評価実施規程

令和〇年〇月〇日

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和〇年国土交通省告示第〇〇〇号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和〇年〇月〇日）に基づき、〇〇見える化評価実施規程を以下のとおり定める。

第1章 総則

（趣旨）

第〇条 この規程は、一般社団法人〇〇工事業協会（以下「協会」という。）が、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（以下「告示」という。）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、国土交通大臣の認定を受けた〇〇見える化評価基準（以下「評価基準」という。）に従って実施する〇〇見える化評価事務（以下「評価事務」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第〇条 この規程において、「評価」とは、協会が評価基準に従って実施する見える化評価をいう。

（評価事務実施の基本方針）

第〇条 評価事務は、この規程により、厳正、確実かつ公正に実施する。

（評価事務を行う時間及び休日）

第〇条 評価事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- （1）土曜日・日曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3）12月29日から翌年の1月4日までの日（（2）に掲げる日を除く）
- （4）協会会長（以下「会長」という。）の定める日

(評価事務を行う事務所)

第〇条 評価事務を行う事務所は、以下のとおりとする。

事務所 一般社団法人〇〇工事業協会

所在地 〇〇県〇〇市〇〇

第2章 評価の申請

(評価の実施)

第〇条 協会は、評価を受けようとする者の申請により、評価を行う。

(申請の受付開始時期)

第〇条 評価の申請は、〇年〇月〇日より受け付けることとする。

(申請者の要件)

第〇条 評価の申請は、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行った専門工事企業等を対象とする。なお、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行った建設技能者が所属せず、自らが直接、建設工事の施工を行わない元請企業及び下請企業については、原則、見える化評価制度の対象としないものとする。

(評価の申請)

第〇条 評価を受けようとする専門工事企業等は、見える化評価申請書(別記様式1)の書類に必要事項を記入の上、協会にこれを提出するものとする。

(評価申請の受理)

第〇条 協会は、評価の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- (1) 見える化評価申請書に必要な事項が記載されていること
 - (2) 評価の申請に係る専門工事企業等(以下「申請者」という。)が第〇条の規定に適合していること
- 2 協会は、申請の内容に不備を認めるときは、補正させた後、受理するものとする。
- 3 協会は、前2項により、評価の申請を受理したときは、申請者名簿を作成する。

第3章 評価の実施

(評価の実施開始時期)

第〇条 評価は、〇年〇月〇日より実施することとする。

(実施期間及び実施場所)

第〇条 評価の実施期間及び実施場所は、原則として、次のとおりとする。

(1) 評価事務の実施期間 原則として第4条に定める休日を除き、一年を通じて実施するものとする。

(2) 評価の実施場所 一般社団法人〇〇工事業協会

(評価実施の公告)

第〇条 評価の実施期間、実施場所その他評価の実施に関し必要な事項は、あらかじめ協会のホームページ等により公告する。

(評価の実施)

第〇条 評価は、評価基準及びこの規程に基づき実施する。

2 協会は、評価基準に定める評価に適合しているかどうかの確認を行い、適合している場合には、適合する評価を認定する。

第4章 評価の結果の通知等

(評価結果の通知)

第〇条 協会は、評価の結果を、申請を行った者に対して通知する。

第5章 評価の結果の公表

(評価結果の公表)

第〇条 協会は、評価の結果を、協会のホームページ等において公表するとともに、国土交通省に対して、通知する。

第6章 評価手数料

(評価手数料)

第〇条 評価実施に係る手数料の金額は、〇〇円(税込)とする。

(評価手数料の収納)

第〇条 (略)

第6章 雑則

(不正行為に対する措置)

第〇条 会長は、申請者が不正な方法によって評価を受けたことが明らかになったと認める場合には、当該評価の結果を取り消し、申請を行った者及び国土交通省に通知する。

(秘密の保持)

第〇条 評価事務に携わった者は、評価事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第〇条 評価事務に関わる保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により協会で保存しなければならない。

(帳簿及び書類の保存期間)

第〇条 評価事務に関わる帳簿及び書類の保存期間は、評価を実施した日から〇年とする。

2 前項の帳簿等は、确实かつ秘密の漏れることのない方法により保存するものとする。

3 保存期間経過後の帳簿は、復元することができない方法により破棄するものとする。

(評価事務の細目)

第〇条 この規程に定めるもののほか、評価事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

見える化評価申請書

下記のとおり、見える化評価を申請します。

申請者					
フリガナ	〇〇ケンセツ		職種	〇〇	
事業者名	〇〇建設（株）				
事業者ID	1234	-	5678	-	1234

見える化評価項目	見える化評価内容	記載欄	摘要
基礎情報	建設業許可の有無	有	摘要欄については、別途証拠書類の提出を求める等の措置を記載
	建設業の許可年数	30年	
	資本金	1000万円	
	完工高	5億円	
	取引先	〇〇建設（株）、・・・	
	社員数	30名	
施工能力	建設キャリアアップカードの保有者数	30人	
	所属技能者に占める能力評価レベル3以上の者の割合	20%	
	所属技能者に占める29歳以下の者の割合	15%	
	所属技能者の平均勤続年数等	10年	
コンプライアンス	処分歴	無	
	社会保険加入状況	加入済み	
	労働安全衛生大会の出席	該当がある	
	安全団体加入	該当がある	